

平成 27 年度大磯町一般会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度大磯町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,981,189 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 7 月 23 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	1,246,979	52,416	1,299,395
	2 国庫補助金	581,789	52,416	634,205
18	繰入金	407,385	19,784	427,169
	2 基金繰入金	407,381	19,784	427,165
21	町債	768,000	69,000	837,000
	1 町債	768,000	69,000	837,000
	歳 入 合 計	9,839,989	141,200	9,981,189

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	1,257,932	141,200	1,399,132
	3 中学校費	66,113	141,200	207,313
	歳 出 合 計	9,839,989	141,200	9,981,189

第2表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国府中学校体育館改修事業	69,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	69,000			